

大規模小売店舗立地法の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

公 告 日：令和7年3月28日

届出年月日：令和7年3月21日

店 舗 名：明屋書店・マックハウス日田店

設 置 者：大和リース株式会社

届出の概要：別紙のとおり

様式第4（第9条関係）



大分県知事 殿

| | |
|--------|-------|
| ※受理年月日 | 年 月 日 |
| ※受理番号 | |
| ※備考 | |

大規模小売店舗廃止届出書

令和7年3月21日

大和リース株式会社
代表取締役 北 哲弥
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称：明屋書店・マックハウス日田店
所在地：大分県日田市大字十二町字岸高585番1 外4筆
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,516㎡
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0㎡
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル（法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあっては、当該他の基準面積）以下となる日
令和5年3月31日
- 変更する理由
店舗退店のため